

千葉市財産評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市財産評価委員会設置条例（平成22年千葉市条例第29号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、千葉市財産評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の対象)

第2条 委員会の調査審議の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得し、若しくは処分（公募による売払いを除く。以下同じ。）し、又は貸し付けようとする不動産（取得しようとする場合においては、土地を除く。次号において同じ。）の1件あたりの不動産鑑定評価額又は貸付料（不動産鑑定評価又は財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年千葉市条例第11号）第4条第1項若しくは第2項若しくは千葉市公有財産規則（昭和40年千葉市規則第11号）第24条第1項の規定に基づき算定した貸付料の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上の場合
- (2) 取得し、若しくは処分し、又は貸し付けようとする不動産の1件あたりの不動産鑑定評価額又は貸付料が1,000万円以上3億円未満の場合（不動産鑑定評価額以外の価格又は貸付料以外の賃料により予定価格を設定しようとするものに限る。）
- (3) 取得しようとする土地の1件あたりの不動産鑑定評価額が30億円以上で、かつ、面積が1,000㎡を超える場合。ただし、次のいずれかに該当する場合は、除くものとする。
 - ア 国又は他の地方公共団体等（以下「国等」という。）が所有する土地を取得しようとする場合
 - イ 国等から補助を受けて行う事業で、当該土地の価格について国等の事前承認を得て取得しようとする場合
- (4) 取得しようとする土地の1件あたりの不動産鑑定評価額が30億円未満又は面積が1,000㎡以下の場合。ただし、次のいずれかに該当する

場合は、除くものとする。

ア 国等が所有する土地を取得しようとする場合

イ 次に掲げる要件を全て満たす場合

(ア) 当該土地の不動産鑑定評価額が1,000万円以下であること

(イ) 当該土地の面積が50㎡以下であること

(ウ) 近隣地域内において、当該土地以外に取得しようとする土地がないこと

(エ) 当該土地の不動産鑑定評価額が、同一事業及び他の事業の土地の価格に影響を与えないと認められること

ウ 当該土地が、三者契約により取得しようとする代替地である場合

エ その他市長がやむを得ない理由があると認める場合

(5) 不動産の公募による売払いをしようとする場合

(6) 第1号に該当し調査審議を経て貸し付けた不動産の貸付期間が満了する日までに、貸付料の1,000万円以上の変更が生じる場合（その変更の理由により、当該不動産を所管する局等の長が、委員会に諮る必要がないと認めるものを除く。）

(7) 前6号の規定にかかわらず、市長が委員会に諮る必要があると認める場合

(委員の除斥等)

第3条 条例第5条第4項の規定は、自己又は3親等内の親族若しくは姻族に利害関係のある場合をいうものとする。

(部会)

第4条 条例第7条第1項の規定に基づき、委員会に財産評価専門部会及び土地評価専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 会長は、第2条第2号及び第5号から第7号の規定に該当するものは財産評価専門部会に、同条第4号及び第7号の規定に該当するものは土地評価専門部会に、それぞれ調査審議させることができる。

3 専門部会は、会長が指名する委員会の委員をもって組織する。

4 専門部会の委員の任期は、その者の委員会の任期をもって満了するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財政局資産経営部管財課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。